

台湾向け輸入規制対応技術確立事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「台湾向け輸入規制対応技術確立事業業務（以下「委託事業」という。）」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

（１）業務の目的

台湾は、令和4年2月21日付けで、平成23年の東日本大震災（原発事故）に伴う本県を含む規制対象5県（福島県、茨城県、群馬県及び千葉県）の食品（酒類を除く）に係る輸入規制を緩和した。

一方、台湾では、現地法令に基づき、輸入食品の残留農薬の検査が行われており、残留農薬基準に違反した場合には、当該食品の廃棄のみならず、食品検疫のロット検査抽出率の引き上げ強化や全ロット検査の義務付け等の措置が講じられる。そのような中、日本と台湾では残留農薬の基準が異なることから、日本で流通可能な食品が台湾の食品検査では不合格になることが懸念される。

このため、台湾の現地規制に対応した生産技術を確立し、本県農産物の円滑な輸出を促進する。

（２）対象品目

梨（にっこり）、いちご

2 委託業務内容

別紙「台湾向け輸入規制対応技術確立事業業務スケジュール」に基づき、乙は次の業務を実施すること。

（１）台湾における食品衛生基準値の確認

台湾における対象品目の残留農薬基準値、重金属や有害金属などの最新の食品衛生基準値を確認するとともに、台湾における輸入食品検査時の検体採取や検出下限値など、現地の分析方法の詳細を確認し、とりまとめの上、甲へ報告すること。

（２）生産実証ほの設置・運営

甲と協議の上、生産実証ほ（梨：1ほ場以上、いちご：1ほ場以上）を設置するとともに、次の業務を実施する。

ア 使用農薬の選定

台湾の食品衛生基準に対応できる、いちごの農薬等のリストを甲へ提案し、甲乙協議の上、生産実証ほで使用する農薬等を選定する。なお、梨の農薬等のリストは甲が整理する。

イ 農薬等の手配

前号で選定した農薬等において、慣行栽培の代替として選定した農薬や資材（生物農薬等）があれば、現物を手配し、生産実証ほの設置に協力する生産者へ提供すること。

ウ 定期的なヒアリング

生産実証ほの設置に協力する生産者へ定期的にヒアリングを実施し、病虫害の発生状況や生

育状況などを確認し、甲と共有すること。

エ 実証ほの設置に協力する生産者への謝礼

生産実証ほの設置に必要な、掛かり増し作業等の労務に相当する謝礼を、甲乙協議の上、乙が生産実証ほの設置に協力する生産者へ支払うこと。

(3) 出荷前の食品分析

2の(1)で確認した、台湾における輸入食品検査と同じ基準で、出荷前に対象品目の食品衛生基準に関する分析をすること。なお、検体数は甲乙協議の上、決定する(目安:梨2検体、いちご8検体)。

(4) 対象品目の台湾向け栽培マニュアル(案)の作成

2の(2)から(3)の取組結果に基づき、甲乙協議の上、対象品目の台湾向け栽培マニュアル(案)を作成すること。

3 委託期間

契約締結の日から令和5(2023)年2月24日(金)までとする。

4 委託料の支払い等

委託料の支払いは、業務完了検査後の精算払いとする。

5 事業完了後の手続き

(1) 業務完了報告

乙は、委託業務の完了報告を業務完了報告書及び成果品(いずれも任意様式)の提出により、契約期間内に行うこと。成果品は次のとおりとする。

ア 成果報告書(紙媒体1部及び電子媒体)

(ア) 事業の結果概要(台湾の食品衛生基準値、分析方法、台湾の食品衛生基準に対応できる農薬等のリスト、出荷前分析の結果、台湾向け栽培マニュアル(案)等)

(イ) 委託業務に関するまとめ、課題の整理、分析、今後の対応に向けた考察

(ウ) 生産技術の確立を図るための課題整理及び具体手法の提案

(エ) その他、委託業務に係る事項

イ 現地における主な活動記録写真(電子媒体(JPEG形式))

(2) 処理状況の報告

乙は、甲の求めがあった場合、委託業務の処理状況について報告すること。

6 その他

(1) 乙は、本委託業務の実施に当たっては、甲と事前に協議及び調整を行うこと。

(2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙協議により決定する。

(3) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、栃木県個人情報保護条例(平成13年条例第3号)に基づいて取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に

努めるものとする。

- (4) 乙は、業務を第三者に一括して再委託することはできない。また、業務の一部を委託する場合は、甲と協議の上、実施することができる。
- (5) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (6) 業務実施にあたり、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策に努めること。
- (7) 甲と乙との契約期間中において、乙による業務の継続が困難となった場合の措置は次のとおりとする。

ア 乙の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、甲は契約の全部又は一部を解除することができ、委託料の全部又は一部を返還させることが出来るものとする。

イ 天災その他、甲及び乙双方の責めによらない事由により業務の全部又は一部の継続が困難となった場合、甲の承諾を得て、当該部分の義務を免れるものとし、甲は当該部分の委託料の支払いを免れるものとする。

(別紙) 台湾向け輸入規制対応技術確立事業業務スケジュール

時期	内容	
令和4年(2022)年 9月16日(予定)	プロポーザル選定委員会 ※企画提案書のみで審査する場合がある	
9月21日	審査結果の通知	
9月中下旬	契約締結	
時期	梨	いちご
9月中下旬	・台湾における食品衛生基準値の確認及び報告	・台湾における食品衛生基準値の確認及び報告
9月下旬	・ヒアリング	・台湾及び国内における栽培技術の確認及び報告 ・使用農薬の選定 ・農薬等の手配(該当あれば)
9月下旬	・出荷前の食品分析	・定期的なヒアリング
10月上中旬	・収穫、出荷、輸出 ・生産実証ほの成績とりまとめ	・同上
12月下旬		・出荷前の食品分析
令和5(2023)年 1月上中旬		・収穫、出荷、輸出 ・生産実証ほの成績とりまとめ
2月中下旬	・栽培マニュアル(案)の作成及び報告 ・業務完了報告	・栽培マニュアル(案)の作成及び報告 ・業務完了報告